

# 大洲市議会災害等対応指針

令和2年8月25日制定

## 1 目的

二元代表制の一翼を担う議会は、災害などの非常時においても、議決機関として議会機能を維持し、迅速に多様な市民の声を市政に反映させるよう努めなければならない。

この指針は、市内で災害等が発生した際、大洲市議会（以下「議会」という。）が大洲市災害対策本部（以下「市本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、議会の円滑な運営及び大洲市議会議員（以下「議員」という。）が迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

## 2 想定する災害等

### (1)地震

市内で震度5弱以上の地震が発生したとき

### (2)風水害

台風、暴風、豪雨、洪水、土砂災害などで大規模な災害が発生した場合又はその恐れがあるとき

### (3)その他

自然災害のほか、大規模な火災や事故、原子力災害、新型インフルエンザなどの感染症、テロ等により、大きな被害が発生した場合又はそのおそれがある場合にあつて、特にその対策又は防災の推進を図る必要があるとき

## 3 議会の災害対応方針

(1)議会は、議決機関としての役割を果たせるよう議会機能の維持に努める。

(2)議会は、市本部が迅速かつ円滑な災害対応に全力で専念できるよう必要な協力・支援等を行う。

(3)議長は、議会の災害対応に関する事務の総括にあたる。また、副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときはその職務を代理し、議長、副議長ともに事故等があるときは、議会運営委員長がその職務を代理する。

(4)議員は、地域の一員として市民の安全確保と応急対応等にあたり、市内における

共助の取組が円滑に行われるよう努める。

(5)災害初期においては、市本部が災害対応に専念できるよう、原則として要望などは議長を通じて行う。

(6)議会は、災害初期のみならず復旧、復興段階において広域的な視野に立ち、様々な情報を収集し、対策を協議する。

#### 4 災害発生時の対応

##### (1)議会の対応

①議長または委員長は、会議中に災害が発生した場合、必要に応じて休憩または散会を宣言し、傍聴人等の安全確保や避難誘導等の対応を行う。

②議会事務局は、議長に被災状況および市本部の対応状況を速やかに報告する。

③議長は、必要に応じて市庁舎に待機して議会事務局に指示し、市本部からの新しい情報を議員に提供する。

④議長は、議員から寄せられた情報や要望等を取りまとめるとともに、必要があるときは、市本部へ情報提供または要請を行う。

⑤議長は、必要と認める場合は、今後の市議会の対応について協議するため、議員を招集し、会派代表者会または全員協議会を開催するなどの対応を行う。

⑥議会は、被災の実情を踏まえ、国、県、関係機関等に対して要望活動を行う。

##### (2)議員の対応

①議員は、自身の安否を議会事務局に連絡するとともに、常に居場所または連絡先を明らかにし、連絡体制を確立する。

②議員は、市内における被災状況や地域住民の要望等の情報収集に努め、議会事務局に情報を提供するとともに、共助の取り組みが円滑に行われるよう最大限の協力を行う。

③議員は、情報収集や要請等をする場合には、原則として議会事務局を通すこととし、緊急を要する場合を除き、直接、市本部へ問い合わせは行わないこととする。

#### 5 その他

(1)この指針における対応は、原則として市本部が設置された場合とする。

(2)この指針を変更すべき事由が生じたときは、適宜、適切な見直しを行う。

# 災害等発生時における大洲市議会体制図

